

Ⅱ 本県高等学校教育を取り巻く現状

1 高等学校入学の状況

令和2年の本県の中学生の高等学校等への進学率は97.5%となっており、多様な入学動機や進路希望、学習歴、背景を持つ生徒が在籍している現状が見られます。そのため、生徒それぞれの実情やニーズに応じて、誰一人取り残すことのないよう、義務教育段階までに育成された資質・能力を更に発展させながら、個々の生徒に応じた学びを充実させる必要があります。

また、社会とつながる協働的・探究的な学びを実現する観点から、これからの高等学校教育の在り方、各高等学校に求められる役割を再検討し、各々の高等学校の魅力を進める必要があります。

本県の県立高等学校で学ぶ生徒は、普通科及び普通科系専門学科³の在學生と、職業教育を主とする学科⁴及び総合学科の在學生の比が5：5となっており、全国と比べて特徴的な状況⁵となっています。言い換えれば、普通科以外の学科の比率が高く、多様な学科から、自らの興味・関心に応じた学びを選択できる環境となっています。

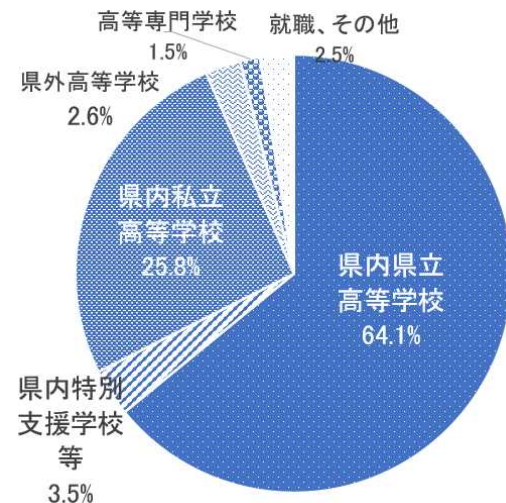


図2 令和2年度県内中学生の進学状況
(県教育委員会)

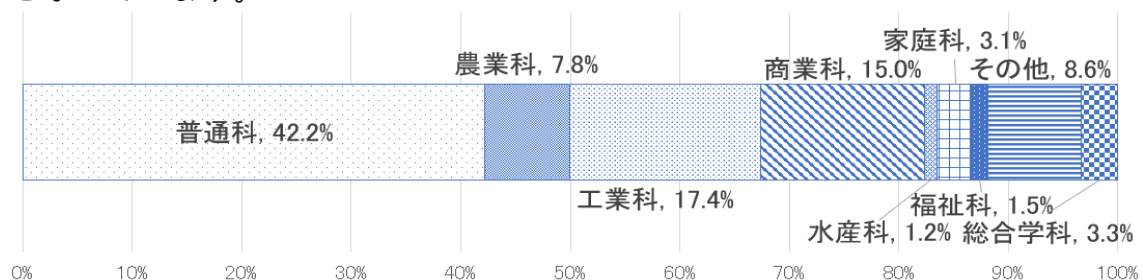


図3 令和元年度宮崎県立高等学校学科別生徒在籍の割合
(文部科学省「学校基本調査」)

³ 高等学校設置基準第6条第2項九「理数に関する学科」として理数科、サイエンス科、メディカル・サイエンス科、十五「その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」として文科情報科、フロンティア科、探究科学科を設置。

⁴ 高等学校設置基準第6条第2項一「農業に関する学科」6校、二「工業に関する学科」7校、三「商業に関する学科」8校、四「水産に関する学科」1校、五「家庭に関する学科」6校、八「福祉に関する学科」4校を設置。

⁵ 全国の学科別生徒数(全日制課程・定時制課程)の構成割合は、普通科73.1%、専門教育を主とする学科21.6%、総合学科5.4%。(文部科学省「学校基本統計」平成30年)

2 少子化の進展

本県では、全国平均よりも早く高齢化や人口減少が進行しており、就学・就業期に当たる若年層人口の県外流出も大きな超過状態が続いています。

本県の中学校卒業者は、平成元年3月の20,092人をピークとして、その後は、年々減少し、令和2年3月は10,106人と約半数となっています。

なお、令和3年から令和10年までは、減少傾向から一時的に横ばい傾向となり、1万人前後で推移することが予測されています。

しかし、令和10年以降は、再び減少に転じることが予測⁶されるため、将来における本県の産業や暮らしを支える人材の不足が一層懸念されます。そのため、社会や経済の活力を維持し、安心して暮らせる未来を築いていくため、郷土への思い、地域や社会に参画する意志と行動力を備えた人材づくりが一層求められる状況となっています。

また、少子化の進展により、高等学校の小規模化が進むことから、質の高い教育活動を維持・向上させるための取組を早急に検討する必要があります。



図4 県内中学校卒業者数の変化（県教育委員会）

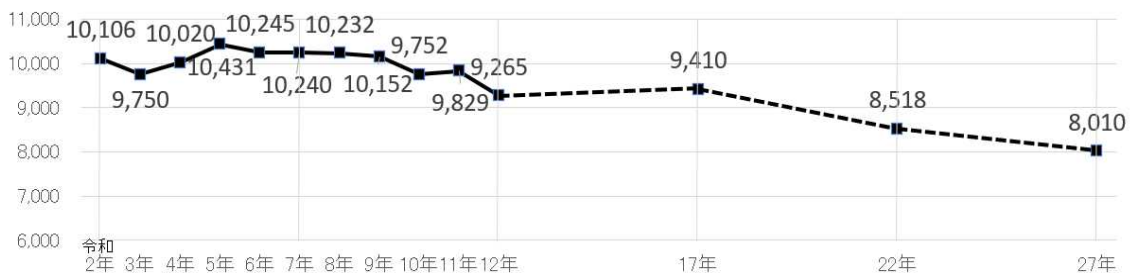


図5 今後の県内中学校卒業者数の推移（県教育委員会）

⁶ 将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成30年3月公表）及び宮崎県総合計画（平成31年2月策定）における本県人口構造の予測等から、今後の中学校卒業者数（15歳人口）を推計。令和2～12年は、児童生徒数調査等からの推計値。令和13年以降は、社人研推計・男女5歳階級別推計値に1/5を乗じ、18・19歳の社会減想定率を補正付加することで推計値を算出。

3 地方創生における高等学校の役割

高齢化や人口減少に加え、若年層の大都市圏への流出が進む中、地方創生においても高等学校に大きな役割が求められるようになってきています。令和元年12月に閣議決定された「第2期まち・ひと・しごと総合戦略⁷」では、若年層の地方定着へ向けた高等学校の機能強化として「地域への課題意識や貢献意識を持ち、将来、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることができる人材の育成に向けて、高等学校の段階で地域を知り、親しむ機会を創出することが重要である」と示されています。

これを受け、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン⁸」の長期戦略「人口問題対応戦略」の中では、「地域に根つきながらグローバルな視野を持ち、本県の産業やくらしの未来を支える人財の育成」をねらいとして示しています。

これらを踏まえて、これからの高等学校教育においては、高校生が地元自治体や大学、企業等との協働の中で、地域の課題発見・解決に取り組む教育活動を行うことにより、郷土愛を育み、県外へ進学しても本県に帰り就職する人、県外で就職しても本県とのネットワークを構築し本県に帰ってくる人、県外で仕事をしながらも本県を意識しつながりを持って仕事をする人を増やしていけるよう、持続的な地方創生の核としての役割が期待されるところです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の学校の在り方として、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、地域の中核として、生徒の全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながる事ができるセーフティネットとしての役割も担っていることが改めて認識されていることから、それらの福祉的役割について、県民の期待に応えることも求められています。

⁷ 出生率の低下によって引き起こされる人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的にまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき策定。第2期は2020年度を初年度とする5か年の目標や施策の方向性等を示す。

⁸ 県政運営の指針として平成23年に策定され、「長期ビジョン」と「アクションプラン」で構成。「長期ビジョン」は、令和12年に本県が目指す将来像を描くとともに、長期的視点から重要課題に対応するための「長期戦略」や「分野別施策」を示す。「アクションプラン」では、長期戦略等を踏まえ、令和元年度から令和4年度までの4年間に優先的に取り組む施策の内容や数値目標を示す。